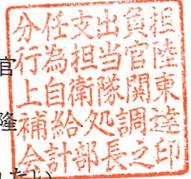


公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊関東補給処
調達会計部長 酒井 隆



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
3PQL1H000600	3PQG1AU0081 0001		EGM-Z700002F				
品名 または 件名							
輸出用木箱等の製作							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST				1	7	H1
納地または工事場所				引 渡 場 所			
関東処							
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
関東補給処 誘導武器部 第1保管倉庫				令和6年3月22日 (金)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「物品の製造」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

「入札及び契約心得」・「標準契約書等」については、調達会計部契約課及びホームページに掲載（掲載）する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：説明会実施せず
入札日時場所：令和5年11月21日（火）11時00分 関東補給処A 2多目的室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 競争参加資格の年度は、令和04・05・06年度とする。
- (2) 競争参加地域は、関東・甲信越とする。
- (3) 入札時に必ず資格審査結果通知書の写しを提出するものとする。
- (4) 入札において代理人が入札をする場合は、委任状を提出するものとする。
- (5) 入札及び契約心得について承諾のうえ参加するものとする。
- (6) 入札書には必ず住所・会社名・代表者名及び応札を担当する者の氏名と連絡先を記載するものとする。
- (7) 入札書の押印は省略できるものとする。

8 問い合わせ先

本書記載事項の問い合わせ先
調達会計部契約課契約班 松村
(電話029-842-1211 内線 2231)
仕様書に関する問い合わせ先
関東補給処誘導武器部 田中
(電話029-842-1211 内線 4104)



9 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること、なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を、該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 資本関係がある場合
次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、(イ)について子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
 - (ア) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - イ 人的関係がある場合
次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。
 - (ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (7) 防衛省として原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと。（但し、市場価格方式による場合は、除く。）

10 入札の方法

- (1) 競争は消費税抜きの価格相当額で行うので、入札書には見積した金額の110分の100に相当する金額を記載する。
- (2) 郵便による入札は、作成した入札書を小封筒に入れ小封筒表に、入札日、要求番号を朱書きして封印したものと、資格審査結果通知書の写しを外封筒に入れ、外封筒にも、入札日、要求番号を記載し、郵便書留等にて入札日前日（入札日の前日等が閉庁日の場合は、閉庁日前直近の開庁日）12時00分までに契約課に必着とする。郵送した際、その旨を確実に連絡すること。また、届いたかどうかの確認をすること。

11 落札決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- (2) 契約金額は、落札者の入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とする。尚、その金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。
- (3) 1回目の入札において郵便入札があり落札しない場合の再度入札は令和5年11月27日（月）11時00分 関東補給処A2多目的室（A庁舎2階）で行う。
- (4) 郵便による再度入札は、作成した入札書を小封筒に入れ小封筒表に、再度入札日、要求番号を朱書きして封印し外封筒に入れ、外封筒にも、再度入札日、要求番号を記載し、郵便書留等にて再度入札日前日（入札日の前日等が閉庁日の場合は、閉庁日前直近の開庁日）12時00分までに契約課に必着とする。郵送した際、その旨を確実に連絡すること。また、届いたかどうかの確認をすること。

12 違約金

落札者等が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者等が契約締結に応じないものとみなし、落札金額に消費税相当額を加算した金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

13 入札の無効

- (1) 第2項及び第9項の参加資格のない者のした入札又は入札に関する条件に違反した入札。
- (2) 入札及び契約心得第3章第6項に規定する暴力団排除に関する誓約をしない場合、誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

14 契約書の作成

落札業者は落札決定後、契約金額により遅滞なく陸上自衛隊補給処等用標準契約書等に示す契約書等を作成するものとする。なお、契約書の割印及び袋とじは実施しない。

陸上自衛隊関東補給処調達会計部ホームページ

<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/eadep/tyokai/honsyo/honsyo.index.html>に掲載。

QRコードから公式サイトにアクセスできます。

調達要求番号：3PQG1AU0081

陸上自衛隊仕様書		
物品番号		仕様書番号
輸出用木箱等の製作	EGM-Z700002F	
	防衛大臣承認	令和 年 月 日
	作成	平成18年 3月 3日
	変更	令和 5年 8月 31日
関東補給処 誘導武器部		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、関東補給処において米国への輸出に供する木箱等（以下、木箱等という。）の製作について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001、GLT-CG-Z500002及びJIS Z 0107による。

1.3 種類

木箱等の種類は次によるものとし、調達要領指定書で指定する。

- a) 腰下付木箱（全開閉箱）
- b) 腰下付木箱（天井開閉箱）
- c) すかし箱
- d) 腰下盤

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS Z 0107	木箱用語
JIS Z 1403	枠組箱

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001	陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
GLT-CG-Z500002	陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

c) 法令等

植物検疫措置に関する国際基準 I S P M 1 5 国際貿易における木材こん包材の規則

2 製作に関する要求

2.1 一般的要求事項

木箱等は、“植物検疫措置に関する国際基準 I S P M 1 5 国際貿易における木材こん包材の規則”に合致した合板を材料とする。

2.2 構造

構造は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次によるものとし、一例を図1に示す。

a) 腰下付木箱（全開閉箱）

- 1) 腰下付木箱は、合板により全周を覆い、外部から目視が出来ない構造とする。
- 2) 腰下付木箱の内側は、突起部分が無いように製作する。
- 3) 腰下付木箱の構造は、腰下、側、つま及び天井とする。
- 4) 滑材は、1本の長物材を使用するものとし、短い材料を継ぎ足して長物材にしてはならない。
- 5) 滑材は、厚さ40 mm、幅85 mmの合板を使用する。
- 6) 腰下の床板は、厚さ15 mm以上の合板を使用する。
- 7) 床板及び滑材の取付けは、くぎを使用する。
- 8) 底部は、すり材（又は桁）を用いて、80 mm以上の高さを持つフォークリフト及びハンドパレットトラックの差込口を設ける。
- 9) 滑材及びすり材（又は桁）の取付けは、くぎを使用する。
- 10) つま面及び側面の外板は、厚さ9 mm以上の合板を使用する。
- 11) つま面、側面の支柱及びかまちは、厚さ40 mm、幅85 mmの合板を使用する。
- 12) つま面及び側面は、2本の支柱を取り付ける。ただし、それぞれの幅又は長さが900 mmを超えた場合、超えた寸法900 mmにつき1本の追加の支柱を取り付ける。
- 13) つま面及び側面は、高さが1600 mmを超えた場合、超えた寸法1600 mmにつき1本の水平部材を取り付ける。
- 14) つま面、側面の外板、支柱、かまち及び水平部材の取付けは、くぎを使用する。
- 15) 天井板は、厚さ15 mm以上の合板を使用する。
- 16) 天井の周囲は、全周にわたり厚さ20 mm、幅85 mmの合板を取り付ける。取付けには、くぎを使用する。
- 17) 腰下、側面の下かまち及びつま面の下かまちは、長さ115 mmのボルト及びナットを使用し、腰下から挿入し固定する。この際、一辺につき2箇所以上固定する。
- 18) 側面すみ支柱及びつま面すみ支柱の結合は、長さ150 mmのボルト及びナットを使用し、側面から挿入し固定する。この際、一辺につき2箇所以上固定するものとし、枕頭させる。
- 19) 天井、側面の上かまち及びつま面の上かまちは、長さ130 mmのボルト及びナットを使用し、天井から挿入し固定する。この際、一辺につき2箇所以上固定するものとし、枕頭させる。
- 20) ボルト及びナットの取り外し又は取付けにより、腰下、側面、つま面及び天井が分離又は再組立できる構造とする。
- 21) 腰下付木箱は、2.4で示す内容品重量に耐えられなければならない。

b) 腰下付木箱（天井開閉箱）

- 1) 腰下付木箱は、合板により全周を覆い、外部から目視が出来ない構造とする。
- 2) 腰下付木箱の内側は、突起部分が無いように製作する。
- 3) 腰下付木箱の構造は、腰下、側、つま及び天井とする。
- 4) 腰下の床板は、厚さ15 mm以上の合板を使用する。
- 5) 滑材は、1本の長物材を使用するものとし、短い材料を継ぎ足して長物材にしてはならない。
- 6) 滑材は、厚さ40 mm、幅85 mmの合板を使用する。
- 7) 床板及び滑材の取付けは、くぎを使用する。
- 8) 底部は、すり材（又は桁）を用いて、80 mm以上の高さを持つフォークリフト及びハン

ドパレットトラックの差込口を設ける。

- 9) 滑材及びすり材（又は桁）の取付けは、くぎを使用する。
- 10) 腰下付木箱は、負荷床材及び負荷床板を取り付ける。取付けは、くぎを使用する。
- 11) つま面及び側面の外板は、厚さ9 mm以上の合板を使用する。
- 12) つま面、側面の支柱及びかまちは、厚さ40 mm、幅85 mmの合板を使用する。
- 13) つま面及び側面は、2本の支柱を取り付ける。ただし、それぞれの幅又は長さが900 mmを超えた場合、超えた寸法900 mmにつき1本の追加の支柱を取り付ける。
- 14) つま面及び側面は、高さが1600 mmを超えた場合、超えた寸法1600 mmにつき1本の水平部材を取り付ける。
- 15) つま面、側面の外板、支柱、かまち及び水平部材の取付けは、くぎを使用する。
- 16) 天井板は、厚さ15 mm以上の合板を使用する。
- 17) 天井の周囲は、全周にわたり厚さ20 mm、幅85 mmの合板を、くぎを使用し取り付ける。
- 18) 天井、側面の上かまち及びつま面の上かまちは、長さ130 mmのボルト及びナットを使用し、天井から挿入し固定する。この際、一辺につき2箇所以上固定するものとし、枕頭させる。
- 19) 側面すみ支柱及びつま面すみ支柱の結合は、一辺につき2箇所以上かど金を使用する。
- 20) 腰下、側面の下かまち及びつま面の下かまちは、くぎを使用する。
- 21) ボルト及びナットの取り外し又は取付けにより、天井が分離又は再組立できる構造とする。
- 22) 腰下付木箱は、2.4で示す内容品重量に耐えられなければならない。

c) すかし箱

- 1) すかし箱の内側は、突起部分が無いように製作する。
- 2) すかし箱の構造は、腰下、側、つま及び天井とする。
- 3) 滑材は、1本の長物材を使用するものとし、短い材料を継ぎ足して長物材にしてはならない。
- 4) 滑材は、厚さ40 mm、幅85 mmの合板を使用する。
- 5) 底部は、すり材（又は桁）を用いて、120 mm以上の高さを持つフォークリフト及びハンドパレットトラックの差込口を設ける。
- 6) 滑材及びすり材（又は桁）の取付けは、くぎを使用する。
- 7) 床板は、厚さ15 mm以上の合板を使用する。
- 8) 床板及び滑材の取付けは、くぎを使用する。
- 9) つま面及び側面の外板は、板幅120 mm以上、厚さ9 mm以上のものを使用し、すき間は200 mm以下とし、内容品によっては240 mmまであけてよい。
- 10) つま面及び側面は、2本の支柱を取り付ける。ただし、それぞれの幅又は長さが900 mmを超えた場合、超えた寸法900 mmにつき1本の追加の支柱を取り付ける。
- 11) つま面及び側面は、高さが1600 mmを超えた場合、超えた寸法1600 mmにつき1本の水平部材を取り付ける。
- 12) つま面及び側面それぞれのすみ支柱に沿った場所に用いる板幅は、180 mm以上（2枚つき合わせでもよい）のものを使用する。
- 13) つま面、側面の支柱及びかまちは、厚さ40 mm、幅85 mmの合板を使用する。
- 14) つま面及び側面は、すじかいを取り付ける。

- 15) つま面、側面の外板、支柱、かまち、すじかい及び水平部材の取付けは、くぎを使用する。
- 16) 天板の周囲は、全周にわたり厚さ20 mm、幅85 mmの合板を、取り付ける。取付けには、くぎを使用する。
- 17) 天板は、一重張りりで箱の長さ方向に用いる。すき間は、200 mm以下とし、板幅は150 mm以上、厚さ9 mm以上とする。ただし、両外側の板の幅は、240 mm以上（2枚つき合せでもよい。）を用いる。
- 18) 腰下、側面の下かまち及びつま面の下かまちは、長さ115 mmのボルト及びナットを使用し、腰下から挿入し固定する。
- 19) 側面すみ支柱及びつま面すみ支柱の結合は、長さ150 mmのボルト及びナットを使用し、側面から挿入し固定する。この際、一辺につき2箇所以上固定するものとし、枕頭させる。
- 20) 天井、側面の上かまち及びつま面の上かまちは、長さ130 mmのボルト及びナットを使用し、天井から挿入し固定する。この際、一辺につき2箇所以上固定するものとし、枕頭させる。
- 21) ボルト及びナットの取り外し又は取付けにより、腰下、側面、つま面及び天井が分離又は再組立できる構造とする。
- 22) 負荷床材は、内容品を支えるため、内容品の固定ボルト位置に取り付ける。
- 23) 負荷床材は、内容品に耐えられる幅及び高さとする。
- 24) すかし箱は、無負荷床材及び無負荷床板を、くぎを使用し取り付ける。
- 25) 内容品の固定は、すり材から負荷床材にかけてボルトを通して角座がね及び一つ目のナットで固定する。
- 26) 25)の上部に内容品を載せ、角座がね、スプリングワッシャー及び二つ目のナットで内容品を固定できるように施工する。(二段止め)
- 27) 25)で使用するボルトの種類、数量は調達要領指定書で指定する。
- 28) すかし箱は、2.4で示す内容品重量に耐えられなければならない。

d) 腰下盤

- 1) 滑材は、1本の長物材を使用し、短い材料を継ぎ足して長物材にしてはならない。
- 2) 滑材は、厚さ40 mm、幅85 mmの合板を使用する。
- 3) 底部は、すり材（又は桁）を用いて、高さ120 mm以上の高さを持つフォークリフトの差込口を設ける。
- 4) ヘッダーは、高さ80 mm以上とし、腰下盤の強度及び梱包品保護のため、ボルト締めで固定する。
- 5) 4)の中で使用するボルトの種類及び数量は、調達要領指定書により指定する。
- 6) 負荷床材は、内容品を支えるため、内容品の固定ボルト位置に取り付ける。
- 7) 負荷床材は、内容品に耐えられる幅及び高さとする。
- 8) 腰下盤の強度のため、無負荷床材を、くぎを使用し取り付ける。
- 9) 内容品の損傷を防止するため、横位置に高さ80 mm以上の長物材を使用し、ヘッダーと同様のものを取り付ける。固定は、くぎを使用する。
- 10) 内容品の固定は、すり材から負荷床材にかけてボルトを通して角座がね及び一つ目のナットで固定する。
- 11) 10)の上部に内容品を載せ、角座がね、スプリングワッシャー及び二つ目のナットで内容品を

固定できるように施工する。(二段止め)

12) 10)の中で、使用するボルトの種類及び数量は、調達要領指定書で指定する。

13) 11)項の中で、ボルト締めした以外に材料が交差している箇所は、くぎ止めとする。

14) 腰下盤は、2.4で示す内容品重量に耐えられなければならない。

2.3 部品・材料

部品及び材料は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、2.2で示すほか、次による。

a) 合板は、表面に割れ、ひび、ささくれ等がないラワン合板及びポプラ合板を使用する。

b) ボルトは、M8(プラス)とする。

c) ワッシャーは、平ワッシャーとする。

d) ナットは、ちょうナットとする。

e) くぎは、ストレート又はスクリューとする。

2.4 寸法・数量等

寸法、数量及び内容品重量は、調達要領指定書で指定する。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 承認用図面等

承認用図面等は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の箇条6によるほか、次による。

a) 契約の相手方は、契約後速やかに製作する木箱等の承認用図面(強度計算書を含む。)3部提出し、契約担当官等の承認を受ける。

b) 契約の相手方は、製作に先立ち承認用見本を1点提出し、契約担当官等の承認を受ける。

なお、承認見本は納品数に含める。

5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	調達要求書発簡番号	
	調達要求番号	3PQG1AU0081
	調達要求年月日	令和5年9月20日
	作成部課	誘導武器部
	作成年月日	令和5年9月20日
品名	輸出用木箱等の製作	
仕様書番号	EGM-Z700002F	

指定事項：

1.3 種類

種類は、a) 腰下付木箱（全開閉箱）とする。

2.2 構造

- (1) a) 腰下付木箱（全開閉箱）5)、11)、16)の合板の厚さ、幅の公差は、±5mm以内とする。
- (2) ボルト部分には、ザクリ加工を施すこと。

2.4 寸法・数量等

寸法、数量及び内容品重量は、別紙第1による。

4 出荷条件

納品する木箱には、別紙の一連番号を添付する。（様式随意）

一連 番号	種類	寸法 内寸 (mm)			数量	内容品の重量 (kg)
		長さ	幅	高さ		
1	腰下付木箱 (全開閉箱)	700	600	600	2	80
2	腰下付木箱 (全開閉箱)	750	550	550	1	100
3	腰下付木箱 (全開閉箱)	750	650	950	1	270
4	腰下付木箱 (全開閉箱)	800	800	800	3	110
5	腰下付木箱 (全開閉箱)	800	800	1000	2	280
6	腰下付木箱 (全開閉箱)	850	700	700	1	100
7	腰下付木箱 (全開閉箱)	850	800	800	1	230
8	腰下付木箱 (全開閉箱)	900	600	650	1	150
9	腰下付木箱 (全開閉箱)	900	800	500	6	150
10	腰下付木箱 (全開閉箱)	900	800	550	1	110
11	腰下付木箱 (全開閉箱)	1000	1000	1000	1	150
12	腰下付木箱 (全開閉箱)	1100	800	850	1	170
13	腰下付木箱 (全開閉箱)	1300	1000	500	1	180
14	腰下付木箱 (全開閉箱)	1400	1115	2250	1	500
15	腰下付木箱 (全開閉箱)	1480	1300	760	2	300
16	腰下付木箱 (全開閉箱)	1650	510	500	2	140
17	腰下付木箱 (全開閉箱)	1700	450	450	2	150
18	腰下付木箱 (全開閉箱)	1800	500	500	4	180
19	腰下付木箱 (全開閉箱)	1950	900	600	1	300
20	腰下付木箱 (全開閉箱)	2250	700	700	1	300
21	腰下付木箱 (全開閉箱)	2250	900	1500	2	950
22	腰下付木箱 (全開閉箱)	2250	950	600	1	250
23	腰下付木箱 (全開閉箱)	2400	550	620	4	330
24	腰下付木箱 (全開閉箱)	2400	1050	850	1	455
25	腰下付木箱 (全開閉箱)	2500	900	700	1	390
26	腰下付木箱 (全開閉箱)	2650	400	400	1	230
27	腰下付木箱 (全開閉箱)	2650	1300	1200	1	770
28	腰下付木箱 (全開閉箱)	2650	1550	2050	1	1000
29	腰下付木箱 (全開閉箱)	2700	1210	1800	1	1000
30	腰下付木箱 (全開閉箱)	3000	1500	1500	1	1000

入札書

金額¥

(消費税及び地方税額を含まない)

品名	規格	単位	数量	単価	金額
輸出用木箱等の製作	仕様書のとおり	ST	1		
納入場所	関東補給処	納期	令和6年3月22日		
入札(契約)保証金	免除	入札書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和5年11月21日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊関東補給処
調達会計部長 酒井 隆 殿

住所
会社名
代表者
担当者
連絡先

(注) 押印を省略する場合には担当者名および連絡先を記載すること

委任状(入札等)

陸上自衛隊 関東補給処
調達会計部長 酒井 隆 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 名
連 絡 先

令和 5 年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間、

を代理人と定め、下記の権限を委任します。

なお、委任解約した場合には連署の上、お届けします。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委任者

受任者

(注) 押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。